平成２７年（再イ）第３９号
北九州市門司区小松町10番16号
再生債務者　友松むつみ
1　決議に付する再生計画案　平成27年９月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年10月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年10月30日まで
平成27年10月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再イ）第５０号
北九州市八幡西区町上津役東１丁目２番14号
再生債務者　吉冨　利己
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年10月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年10月30日まで
平成27年10月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再イ）第５号
鹿児島県鹿屋市新川町１番地14
再生債務者　郷原　光一
1　決議に付する再生計画案　平成27年９月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年11月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年11月２日まで
平成27年10月５日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２７年（再イ）第５号
広島県竹原市新庄町107番地６
再生債務者　中本　哲郎
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年11月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年11月５日まで
平成27年10月８日　　広島地方裁判所呉支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第１５号
福島県二本松市郭内１丁目62番地１
再生債務者　大塚　年江
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年10月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年10月９日　　福島地方裁判所

平成２５年（再イ）第７８号
北九州市戸畑区新池２丁目12番５―606号
再生債務者　藤野　健太
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成26年４月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年10月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第２号
千葉県市川市新浜１丁目21番５―411号（ＳＫ新浜）
再生債務者　城間　盛市
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年10月27日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月10日から平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再ロ）第１号
千葉県大網白里市みやこ野１丁目４番地１アイディーコート大網705号
再生債務者　大野　滋樹
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年10月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月11日から平成27年11月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（再ロ）第７号
兵庫県西宮市老松町２―24―207
再生債務者　水谷　好伸
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年10月29日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月５日から平成27年11月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再ロ）第４号
鹿児島県姶良市西姶良３丁目17番５号
再生債務者　竹之内浩二
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月６日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月20日から平成27年11月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第７号
愛知県東海市富木島町東長口87番地の17　ボヌール（３－Ａ）
再生債務者　石井　太悟
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年10月29日まで
平成27年10月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再ロ）第３４号
大阪市平野区喜連西４丁目６番58―1502
再生債務者　麻生　浩一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年11月５日まで
平成27年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第７号
北海道江別市大麻扇町13番地の11
再生債務者　村上　直文
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年11月６日まで
平成27年10月９日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号
千葉県八千代市村上南３丁目３番地１　レクセルプラザ村上122号室
再生債務者　木山　博文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月７日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再ロ）第２号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目40番10号
再生債務者　野頭　弘樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月９日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２７年（再ロ）第２号
島根県安来市広瀬町下山佐108番地４
再生債務者　片寄　忠宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月９日　　松江地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成27年10月20日　　愛媛県教育委員会
1　失効した免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地
(1)　中学校教諭一種免許状（数学）、平25中一第363号、平成26年３月20日、岡山県教育委員会、安並一之介、愛媛県
(2)　高等学校教諭一種免許状（数学）、平25高一第440号、平成26年３月20日、岡山県教育委員会、安並一之介、愛媛県
(3)　高等学校教諭一種免許状（情報）、平25高一第644号、平成26年３月20日、岡山県教育委員会、安並一之介、愛媛県
2　失効年月日　平成27年10月13日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当